

## 山梨県の融資制度のご案内

# 短期事業資金

小規模事業者の方の資金需要に対応するため、年間を通じて利用できる、短期の事業資金です。

令和4年3月4日から令和4年8月31日までの間に実行された当該資金については、**利子補給**（一定の要件に該当する場合）により、資金繰りを支援します。詳しくは裏面をご覧ください。

融資対象	常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業にあつては5人）以下の法人及び個人、中小企業等協同組合及び中小規模の事業者を構成員とする団体		
資金使途	運転資金		
限度額	法人・個人	500万円	
	中小企業等協同組合	7,000万円	
	組合構成員	500万円	
融資利率	法人・個人	保証なし 1.7%	保証付 1.6%
	中小企業等協同組合	保証なし 1.5%	保証付 1.4%
	組合構成員	保証なし 1.7%	保証付 1.6%
		※経済動向等により変動する場合があります。	
償還期間	6か月以内		
担保・保証人	金融機関又は信用保証協会の定めるところによります。 （保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要）		
償還方法	分割又は一括払い		

### ◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫
都留信用組合	山梨県民信用組合	商工組合中央金庫

他にも利用目的に応じた融資を用意しております。

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などお気軽にご相談ください。

### 中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所	県庁別館3階 産業振興課
相談時間	9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）
電話番号	055-223-1554（直通）

## 利子補給制度のご案内

令和4年3月4日から令和4年8月31日までに実行された短期事業資金は、利子が全額補助されます（一定の要件に該当する場合）。

短期期事業資金の完済後、申請書類を山梨県産業振興課あて提出してください。申請書の提出期限は令和5年3月20日（必着）となります。

実施期間	令和4年3月4日から令和4年8月31日		
対象要件	事業者の区分	信用保証協会の保証の有無	
		保証なし	保証付き
	法人・個人（常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下））	○(※)	×
	中小企業等協同組合	×	×
	組合構成員	×	×
※令和4年3月4日から令和4年8月31日までに実行された融資が対象			
利子補給期間	借入から最大6ヶ月（融資期間に応じる）		
留意事項	<p>利子補給の対象となる融資は一つに限ります。</p> <p>(例①) 4月1日にA銀行から500万円の融資を受け、完済後にA銀行から再び500万円の融資を受ける場合、どちらか一方が利子補給対象となります。（申請者が選択）</p> <p>(例②) 4月1日にA銀行から200万円の融資を受け、4月2日にB銀行から200万円の融資を受ける場合、どちらか一方が利子補給対象となります。（申請者が選択）</p>		
提出書類	<p>①申請書（山梨県短期事業資金利子補給事業費補助金交付申請書及び請求書（様式第1号））</p> <p>②短期事業資金の契約書の写し（手形の場合は表裏両面をコピー）</p> <p>③金融機関が発行する支払利子計算書等 （融資実行時と完済時のもの両方）</p>		
提出方法	<p>郵送、持参又は電子メールにより以下の宛先へ提出してください。</p> <p>（郵送・持参） 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 別館3階 山梨県産業労働部 産業振興課 金融担当宛</p> <p>（電子メール） sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp</p>		
提出期限	令和5年3月20日（必着）		

融資制度全般のお問い合わせ先  
山梨県 産業労働部 産業振興課  
TEL 055-223-1537（直通）